

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

支援の対象となる肥料

令和4年11月～令和5年5月までに注文又は当用買い^{注1}した肥料（春肥分）

注1:「当用買い」とは、対象期間内に予約注文なしで購入したもの

- ▶ 令和4年6月～10月までに注文又は当用買いした肥料（秋肥分）についても、令和4年度に申請していないものに限り申請が可能です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費についてその**8.5割**（国事業分7割＋県事業分1.5割）を支援金として交付します。

$$\begin{array}{l}
 \text{支援金} \\
 = \\
 \begin{array}{l}
 \text{国事業} \\
 + \\
 \text{県事業}
 \end{array}
 \end{array}
 \left(\begin{array}{l}
 \text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}} \div \text{使用量低減率} \right] \\
 \left[\text{春肥・秋肥:1.4} \right] \left[0.9 \right]
 \end{array} \right) \times 0.7 \\
 + \\
 \left(\begin{array}{l}
 \text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}} \div \text{使用量低減率} \right] \\
 \left[\text{春肥・秋肥:1.4} \right] \left[0.9 \right]
 \end{array} \right) \times 0.15
 \end{array}$$

申請に必要なもの

以下の書類等について、農協や肥料販売店等へ申請してください。（詳細は「申請方法」参照）

- ① 化学肥料低減計画書（次ページ参照）
- ② 支援の対象となる肥料の購入価格がわかるもの（注文票など^{注2}）

注2:領収書などの証拠書類を提出する場合は、写しでも差し支えありません。

- ▶ 予約注文したもの：注文票＋請求書 又は 注文票＋領収書
- ▶ 対象期間内に予約注文なしで購入したもの（当用買い）
：領収書（レシートでも可）^{注3}

注3:領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋（表・裏）の写真を添付

- ③ 農産物の販売実績が分かるもの（例:直近の出荷伝票、売上伝票 等）



化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注：該当するものに○を付けること

作付概要

作物名	作付面積(ha)
○○○	
○○○	
その他	
計	

化学肥料の低減に向けた取組は「作付概要」に記載の作物で行ってください。

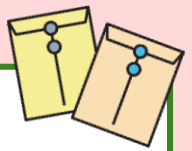
- 2つに○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます。その場合、1つは新しい取組、または従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。

作物名は、春肥（又は秋肥）の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載してください。それ以外はその他として面積を記載します。

	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 ※ウの取組メニューとの併用はできません。地域特認技術を複数選択することは可能です。		
ソ-1 乾土効果による基肥窒素減肥技術(水稻)		○
ソ-2 稲わら施用によるカリ・リン酸減肥技術(水稻)		
ソ-3 土壌図を活用した施肥量改善技術(水稻)		

【既に化学肥料を大幅に低減等されている方について】
 取り組む品目（作付概要に記載の品目）の**作付面積の過半**で**有機JAS認証取得者**や**特別栽培農産物（県認証）栽培者**、**環境保全米取組者**、**環境保全型農業直接支払交付金取組者等**であれば、既に2割低減を大幅に超える対応を行っていることから、低減取組要件を満たしているものとなります。
 <記載方法>・作物名は「水稻（有機）」「水稻（環境保全米）」等
 ・取組チェックの欄は空白のまま
 <添付書類>・取組を証明する書類

申請方法



- 宮城県農業再生協議会への申請は、農協や肥料販売店等が農業者グループを構成して行いますので、書類の提出期限や提出方法については、肥料を購入した農協や肥料販売店等にお問い合わせください。
- 農業者グループは、5戸以上の農業者を取りまとめて構成します。なお、農業法人については、他の農業者とグループを構成して申請することが難しい場合であって、かつ農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で農業者グループとなり申請することも可能です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和5年4月～

農業者から農協や肥料販売店等への申請

- 申請期限は、申請予定の農協や肥料販売店等へお問い合わせください。

令和5年6月～
7月31日(月)まで

農協や肥料販売店等から県協議会へ申請

令和5年11月頃～

県協議会から農協や肥料販売店等への
支援金の交付

- 農協や肥料販売店等へ交付されたあと、農業者へ支払われます。

支援金額の例

- 春肥分で申請する肥料費が100,000円の場合

当年の肥料費	国事業分 支援金	県事業分 支援金	支援金 合計
100,000円	14,444円	3,095円	17,539円

- 支援額は17,539円となります。

Q&A



問 い

答 え

春肥分申請時に秋肥分(令和4年6月～10月までに注文又は当用買った肥料)を申請する方法について。

春肥分申請時に、前年度に申請できなかった秋肥分を申請することも可能です。その場合は「化学肥料低減計画書」は春肥申請分と分けて提出してください。

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ行っていたいただければ支援対象となります。

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ行ってください。

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内(～令和6年3月)に取り組んでいただければ結構です。

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。



農林水産省HP



宮城県HP
※随時更新いたします。



宮城県
お問い合わせフォーム

宮城県肥料価格高騰対策事業専用メールアドレス
miyagi-hiryo@pref.miyagi.lg.jp

お問い合わせは、肥料を購入した農協や肥料販売店、又は宮城県農業再生協議会(事務局:宮城県農政部みやぎ米推進課)に御連絡ください。